明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（一八〇）　二
○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令（一八一）　三
○国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八二）　三
○社会福祉士及び介護福祉士法施行令等の一部を改正する政令（一八三）　四
○児童手当法施行令の一部を改正する政令（一八四）　四
〔告　示〕
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（経済産業八五）　五
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁一三）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一〇九、一一〇）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局七〇）　六
○都市計画に関する件（北海道開発局三八、三九）　六
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　六
〔皇室事項〕　六
〔公　告〕
諸事項　六
官庁　六
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧、農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧、建設業の許可の取消処分、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　七
裁判所　七
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
特殊法人等　八
外務省共済組合定款の一部変更関係　八
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一八〇号）（法務省）

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六七号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和六年六月二〇日とすることとした。

◇性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令（政令第一八一号）（法務省）

一　公告の方法

1　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（以下「法」という。）第一七条第六項、第二一条又は第二四条第二項の規定による公告（以下一において「公告」という。）は、これを行う検察官が所属する検察庁の掲示場に一四日間掲示する方法によって行うこととした。ただし、検察官が必要があると認めるときは、官報に掲載する方法を併せて行うことができることとした。（第一条第一項関係）

2　公告を掲示場に掲示する方法によって行うことができないときは、公告は、1の規定にかかわらず、官報に掲載する方法によって行うこととした。（第一条第二項関係）

3　公告をすべき事項は、次のとおりとすることとした。（第一条第三項関係）

㈠　公告の根拠となる法の規定
㈡　公告を行う検察官が所属する検察庁
㈢　対象領置物件の領置番号
㈣　対象領置物件の領置に先立って解かれた刑事訴訟法の規定による押収に係る事件名及び押収番号
㈤　品名及び数量
㈥　公告の初日及び末日の年月日（1のただし書又は2の規定により官報に掲載する方法によって行う公告にあっては、公告の年月日）
㈦　検察官が必要があると認める場合にあっては、㈣に規定する押収の場所及び年月日並びに対象領置物件の特徴

4　検察官は、特に必要があると認めるときは、1の本文の期間を延長し、又は公告を行った後更に公告を行うことができることとした。（第一条第四項関係）

二　手数料の額等

1　法第三一条第一項において準用する行政不服審査法第三八条第四項の規定により納付しなければならない手数料（以下二及び三において「手数料」という。）の額は、用紙一枚につき一〇円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、二〇円）とすることとした。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定することとした。（第二条第一項関係）

2　手数料は、法務省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならないこととした。ただし、審査庁（法第三一条第一項において読み替えて準用する行政不服審査法第一一条第二項に規定する審査庁をいう。以下二及び三において同じ。）の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該審査庁が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付するときは、この限りでないこととした。（第二条第二項関係）

三　手数料の減免

1　審査庁は、法第三一条第一項において準用する行政不服審査法第三八条第一項の規定による交付を受ける審査申立人又は参加人（以下三において「審査申立人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき二、〇〇〇円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができることとした。（第三条第一項関係）

2　手数料の減額又は免除を受けようとする審査申立人等は、法第三一条第一項において準用する行政不服審査法第三八条第一項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査庁に提出しなければならないこととした。（第三条第二項関係）